

平成28年度特定非営利活動にかかる事業会計収支計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

特定非営利活動法人 あすなろ

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費収入	173,000	173,000	
2 事業収入			
①地域生活支援事業収入			
②障害福祉サービス事業収入 (相談支援)	9,013,349		
③訪問看護事業収入	41,921,376		
④障がい者の地位向上にかかわる情報発信・啓発事業収入	0		
⑤相談支援委託事業(三田市、兵庫県)	10,498,595		
⑥障害福祉サービス事業(就労継続B型)	17,533,328		
⑦就労支援事業(成果物販売等)	3,416,514	82,383,162	
3 補助金収入			
4 寄付金収入	122,500	122,500	
5 雑収入(コルハツプ、受取利息)	57,310	57,310	
経常収入合計			82,735,972
II 支出の部			
1 事業費			
①地域生活支援事業費			
②障害福祉サービス事業費 (相談支援)	7,794,083		
③訪問看護事業費	35,747,891		
④障がい者の地位向上にかかわる情報発信・啓発事業費	113,391		
⑤相談支援委託事業費	10,093,097		
⑥障害福祉サービス事業費(就労継続B型)	15,227,329		
⑦就労支援事業(工賃、必要経費等)	3,305,037		
2 管理費			
管理者給与	4,100,000		
法定福利費	538,056		
福利厚生費	49,373		
事務用品消耗品費	120,000		
水道光熱費	61,659		
保険料	48,943		
減価償却	56,819		
家賃	1,235,592		
通信旅費交通費	478,870		
諸会費	96,623		
会議費	49,669		
法人税等	142,567		
支払利息	340,847	7,319,018	
経常支出合計			79,599,846
経常収支差額			3,136,126
III その他資金収入の部			
短期借入金収入			
長期借入金収入			
減価償却費	3,618,672		
その他資金収入合計			3,618,672
IV その他資金支出の部			

固定資産取得支出	1,128,864		
短期借入金返済支出			
長期借入金返済支出	3,132,000		
その他資金支出合計		4,260,864	
その他資金収支差額			-642,192
当期収支差額			2,493,934
前期繰越収支差額			26,543,016
次期繰越収支差額			29,036,950

正味財産増減の部			
正味財産増加の部			
資産増加額	2,493,934		
当期収支差額	1,128,864		
固定資産購入			
負債減少額	3,132,000		
借入金返済額		6,754,798	
増加額合計			
正味財産減少の部			
資産減少額	3,618,672		
負債増加額			
借入金増加額			
減少額合計		3,618,672	
当期正味財産増加額		3,136,126	
前期繰越正味財産額		18,629,371	
当期正味財産合計		21,765,497	

(法第10条第1項関係様式例)

特定非営利活動に係る事業 会計財産目録
平成29年 3月 31日

特定非営利活動法人 あすなる

科目・摘要	金額(単位:円)			
I 資産の部				
1 流動資産				
現金				
普通預金有高	680,511			
売掛金	16,289,206			
立替金	3,436,029			
仮払金	532,559			
流動資産合計 (A)		20,918,305		
2 固定資産				
建物付属設備	113,300			
運搬運搬具	858,950			
什器備品	1			
敷金	550,000			
預託金	12,830			
固定資産合計 (B)		1,535,081		
開発費	8,640,000			
繰延資産合計 (C)		8,640,000		
資産合計 (ア)				31,093,386
II 負債の部				
1 流動負債				
未払金	1,519,364			
未払費用	2,636,741			
源泉所得税預り金	270,834			
住民税預り金	181,150			
法人税等	223,800			
流動負債合計 (イ)		4,830,889		
2 固定負債				
長期借入金	4,497,000			
固定負債合計 (ロ)		4,497,000		
負債合計 (ウ)				9,327,889
正味財産 (エ)				21,765,497
負債及び正味財産合計				31,093,386

平成28年度特定非営利活動の収益事業にかかる会計収支計算書
 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
 特定非営利活動法人 あすなろ
 金額(単位:円)

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費収入			0
2 事業収入			
①障害者自立支援法に基づき地域生活支援事業収入(喫茶)	41,921,376		
②訪問看護事業収入(訪問看護)			
③障害者B型就労継続支援訓練給付	17,533,328		
④障害福祉サービス事業収入(相談支援)	9,013,349		
3 補助金収入		68,468,053	
4 雑収入			
		55,500	
		1810	
5 受取利息			
経常収入合計			68,525,363
II 支出の部			
1 事業費			
B型就労支援管理費			
荷造運賃	8,400,000		
修繕費	729,450		
広告宣伝費	160,342		
給与手当	113,391		
法定福利費	38,690,641		
福利厚生費	4,984,045		
減価償却費	330,425		
賃借料	3,561,853		
消耗品費	1,267,946		
旅費交通費	1,577,496		
保険料	2,510,637		
水道光熱費	313,240		
家賃	819,737		
新聞図書費	394,617		
諸会費	1,143,600		
報酬	132,593		
会議費	317,884		
交際費	503,194		
研修費	259,423		
支払手数料	151,755		
租税公課	111,716		
支払利息	184,784		
法人税等	239,990		
	340,847		
	142,567		
経常支出合計			67,382,173
経常収支差額			1,143,190
			1,143,190
前期繰越利益			11,689,473
次期繰越利益			12,832,663

社会福祉法第2条に規定する「社会福祉事業」とは

第1種社会福祉事業

【1 生活保護法】

①救護施設、②更生施設、③その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設、④生計困難者に対する助葬事業

【2 児童福祉法】

①乳児院、②母子生活支援施設、③児童養護施設、④障害児入所施設、⑤情緒障害児短期治療施設、⑥児童自立支援施設

【3 老人福祉法】

①養護老人ホーム、②特別養護老人ホーム、③軽費老人ホーム

【4 障害者総合支援法】

①障害者支援施設

【5 売春防止法】

①婦人保護施設

【6 授産施設及び生計困難者に無利子又は低利で資金を融通する事業】

①生活保護法第38条第5項に規定する授産施設、②社会福祉法第2条に規定する授産施設（事業授産施設）、③生活福祉資金貸付事業

第2種社会福祉事業

【1 生計困難者に、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業】

①無料低額宿泊事業、②宿所提供施設

【2 生活困窮者自立支援法】

①認定生活困窮者就労訓練事業

【3 児童福祉法】

①障害児通所支援事業、②障害児相談支援事業、③児童自立生活援助事業、④放課後児童健全育成事業、⑤子育て短期支援事業、⑥乳児家庭全戸訪問事業、⑦養育支援訪問事業、⑧地域子育て支援拠点事業、⑨一時預かり事業、⑩小規模住居型児童養育事業、⑪小規模保育事業、⑫病児保育事業、⑬子育て援助活動支援事業、⑭助産施設、⑮保育所、⑯児童厚生施設、⑰児童家庭支援センター、⑱児童の福祉の増進について相談に応じる事業

【4 幼保連携型認定こども園を経営する事業】

【5 母子・父子・寡婦福祉法】

- ①母子家庭日常生活支援事業、②父子家庭日常生活支援事業、③寡婦日常生活支援事業、④母子・父子福祉施設

【6 老人福祉法】

- ①老人居宅介護等事業（訪問介護）、②老人デイサービス事業（通所介護）、③老人短期入所事業（短期入所生活介護）、④小規模多機能型居宅介護事業、⑤認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）、⑥複合型サービス福祉事業、⑦老人デイサービスセンター、⑧老人短期入所施設、⑨老人福祉センター、⑩老人介護支援センター

【7 障害者総合支援法】

- ①障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、多機能型、一体型指定共同生活介護事業所等、特定基準該当障害福祉サービス）、②一般相談支援事業、③特定相談支援事業、④移動支援事業、⑤地域活動支援センター、⑥福祉ホーム

【8 身体障害者福祉法】

- ①身体障害者生活訓練等事業、②手話通訳事業、③介助犬訓練事業、④聴導犬訓練事業、⑤身体障害者福祉センター、⑥補装具製作施設、⑦盲導犬訓練施設、⑧視聴覚障害者情報提供施設、⑨身体障害者の更生相談事業

【9 知的障害者福祉法】

- ①知的障害者の更生相談事業

【10 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業】

【11 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業】

【12 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業】

【13 隣保事業】

- 隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うもの。

【14 福祉サービス利用援助事業】

- 日常生活自立支援事業

【15 上記の事業に関する連絡又は助成を行う事業】